

仕事と育児・介護の両立に関する行動計画

職員が仕事と育児・介護を両立させることができ、職員全員が安心して働くことができる職場環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、以下に取り組みます。

【計画期間】 令和7年4月1日～ 令和10年3月31日

【目標1】 男性職員の育児休業取得の促進

- 【対策】
- 令和7年4月～ 仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する相談窓口の周知
 - 令和7年8月～ 小学校3学年修了までの子を養育する職員に、法改正にともなう変更点等の研修の実施
 - 令和8年4月～ 仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する相談窓口の周知
 - 令和8年10月～ 3歳に満たない子を養育する職員に、個別面談
 - 令和9年4月～ 仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する相談窓口の周知

【数値目標】 男性の育児休業・出生時育児休業取得率 50%以上

【目標2】 介護休業取得・職場復帰をサポート

- 【対策】
- 令和7年10月～ 40歳以上の職員へ介護休業制度について、法改正にともなう
規程改定内容や改正趣旨等の研修の実施
 - 令和9年11月～ 令和9年度40歳に達する職員への介護の両立支援制度等に関する
研修の実施